佐藤寿三郎の議員活動報告HP版

ことぶき月報 (No.259) 2020年4月号

終世書生気質:ブログ・千曲のかなた(日々の議員活動をお伝えしてます)

◎令和元年東日本台風(台風第19号)に関する県内の被害対応状況の報道備忘録(令和2年4月分)

- 4/1 ○「千曲川治水」18億3800万円 遊水地検討5ヵ所 信濃毎日
- 4/2 ○台風被災 長野市の復興計画決定 NHK長野、日本経済新聞
- 4/10 ○県内市町村の災害情報、住民へ伝達「不十分」4割 昨年の台風19号 信濃毎日
- 4/12 ○台風 19 号半年 影響今も 不自由な暮らし 農業大きな打撃 信濃毎日
- 4/13 ○台風被災住民「戻りたい」 75% NHK長野
- 4/14 ○県内企業 水害の補償厚く 昨年の台風19号契機 信濃毎日
 - ※茶塗色の記事等は、須坂市、市内企業、須坂市民にも関係ありと判断。

◎新型肺炎に関する県内の対応状況の報道備忘録(令和2年4月分)

- 4/1 ○患者増に備え県が調整本部設置 NHK長野
 - ○県内の感染状況 独自に区分策定 県、対策強化の目安に 信濃毎日
 - ○増税後の反動減+新型コロナ 自動車や家電品 県内販売店苦境 信濃毎日
 - ○長野市で初の感染確認 海外渡航歴ある女性 信濃毎日
- 4/2 ○県内患者大幅増想定 県が医療確保へ本部 信濃毎日
 - ○県内の学校再開方針変わらず 県・県教委 信濃毎日
- 4/3 ○新型コロナ 県内は「感染未確認地域」で一致 県専門家懇談会 信濃毎日
- 4/4 ○新たに30代男性感染 11人に NHK長野、信濃毎日 4/5
 - ○知事「県外客も外出控えて」 NHK長野、信濃毎日 4/5
- 4/5 ○諏訪地域 感染で公共施設閉鎖 NHK長野
 - ○40代男性が感染 県内12人目 NHK長野、信濃毎日4/6
- 4/6 ○県内で40代女性の感染確認 NHK長野
 - ○県内で新たに20代男性感染確認 NHK長野
- 4/7 ※ 須坂温泉古城荘 4月 17日より5月末日まで臨時休館
 - ○「往来控えて」県が強く呼びかけ NHK長野

- ○感染拡大 企業8割超が "影響" NHK長野
- 4/8 ※須坂市:新型コロナウイルスに係る市内小・中・支援学校の臨時休業について
 - ※須坂市:「新型コロナウイルス感染症」に対する須坂市の対応について
 - ○甲信越の3月の街角景気、コロナ禍で過去最低 日本経済新聞D
 - ○**県内5人感染確認 1日では最多** NHK長野、信濃毎日、朝日新聞【有料】
 - ○県立学校 10 日から臨時休校へ NHK長野、信濃毎日
 - ○別荘地へ"避難" 外出控えて NHK長野、朝日新聞D【有料】
 - ○新型コロナの県専門家懇 「レベル2リスク高まる」信濃毎日
- 4/9 ※須坂市:「新型コロナウイルス感染症」に対する市施設の利用休止について
 - ○別荘地に「コロナ疎開」? 那須、軽井沢で滞在者増 日本経済新聞
 - ○県内で新たに2人の感染確認 NHK長野、朝日新聞【有料】
 - ○新型コロナ 県内「感染対策強化期間」9日から2週間 信濃毎日
- 4/10 ○松本市・感染拡大受け最初の専門者会議 NHK長野
 - ○長野市で2人感染 県内28人に NHK長野
- 4/11 ○感染男性の勤務先公表し呼びかけ NHK長野 4/11
 - ○県「感染500人入院・療養対応」 新型コロナ 月内に態勢拡充 日本経済新聞、信濃毎日
- 4/12 ○新型コロナ 新たに1人感染確認 NHK長野
- 4/13 ○**県内で新たに7人感染確認** NHK長野、日本経済新聞
 - ○長野市の飲食店で感染広がる NHK長野
 - ○休業相次ぐ信越の宿泊施設、利用者の安全確保苦慮 日本経済新聞
- 4/14 ○避難所に宿泊施設積極活用 県、市町村に検討求め通知 信濃毎日
 - ○長野・松本圏域「レベル2」に NHK長野、信濃毎日 朝日新聞【有料】日本経済新聞
 - ○県と2市が感染拡大防止へ連携 NHK長野
 - ○長野のキャバクラ スタッフ感染 濃厚接触者計63人に 信濃毎日、日本経済新聞、朝日新聞D【有料】
- 4/15 ○県知事から長野都市圏に対し「新型コロナウイルス警戒宣言」が発令されたことに伴う、須坂市長がメッセージを公表: 須坂市
- 4/16 ○県内企業の景況感 震災直後匹敵 NHK長野
 - ○往来減り交通に打撃 高速バスなど運休相次ぐ 朝日新聞D【有料】
 - ○「緊急宣言」全国に拡大 諮問へ NHK
 - ○新たに6人の感染確認 県内の感染者は45人 NHK長野、信濃毎日
- 4/17 ○非常事態宣言で県の対策検討へ NHK長野. 信濃毎日. 日本経済新聞D
 - ○休校で児童虐待増加懸念 相談を NHK長野 4/17
 - ○千曲市、旅館・飲食業に給付金 経営意欲支援 4億円規模 日本経済新聞D、信濃毎日
- 4/18 ○県が対策案示す「休業要請は今後検討」朝日新聞【有料】
 - ○自粛の宿泊・飲食業 市町村が独自給付 信濃毎日
 - ○里帰り出産、戸惑う妊婦 病院の受け入れ休止相次ぐ 日本経済新聞D
- 4/19 ○新たに5人感染 県内計52人 NHK長野、信濃毎日

- 4/20 ○接客伴う飲食店など休業要請へ NHK長野、信濃毎日
 - ○温泉旅館がスタッフの感染公表 NHK長野
- 4/21 〇信州須坂湯っ蔵んど 4月22日~5月6日まで休業
 - ○県警 運転免許更新業務を休止 NHK長野、信濃毎日,朝日新聞【有料】
 - ○JR大型連休中の臨時列車運休へ NHK長野
 - ○新たに2人感染 県内で54人に NHK長野、朝日新聞D【有料】
 - ○休業の要請・協力依頼の施設とは NHK長野、信濃毎日、朝日新聞D【有料】
- 4/22 ○新型コロナで長野びんずる中止に NHK長野 4/22
 - ○北信保健所管内で新たに**2人感染 県内の感染者はこれで59人** NHK長野
- 4/23 ○新型コロナ影響 会社自己破産へ NHK長野
 - ○北信圏域感染状況示すレベル2に NHK長野、信濃毎日、日本経済新聞
 - ○長野知事、医療体制「拡充続ける」 日本経済新聞D
 - ○新たに3人感染 県内62人に NHK長野、朝日新聞【有料】
 - ○専門家「自宅療養は慎重に」 NHK長野
- 4/24 ○旅館が従業員の感染を公表 NHK長野
 - ○県内市町村で外出自粛呼びかけ NHK長野、信濃毎日
 - ○須坂市:「第43回須坂カッタカタまつり」開催中止と決定
 - ○長野市で2人感染 クラスターか NHK長野、信濃毎日
 - ○「観光はお休み中」キャンペーンNHK長野
 - ○山ノ内町1人感染 県計65人に NHK長野、信濃毎日
- 4/25 ○新型コロナ 県内軽症者ら宿泊施設に 県、4ヵ所借り上げへ 信濃毎日新聞
 - ○長野市で**1人感染 県内66人に** NHK長野、信濃毎日、朝日新聞【有料】
- 4/27 ○県内の経済情勢「極めて厳しい」NHK長野、信濃毎日
- 4/28 ○塩尻市1人10枚マスク配布へ NHK長野、信濃毎日
 - ○企業8割超 マイナス影響と回答 NHK長野
 - ○信越の求人倍率 3 月も低水準 日本経済新聞 D
 - ○解雇・雇い止め 県内で380人 NHK長野、信濃毎日
 - 2020 年度須坂市一般会計補正予算第1号(専決処分) 歳入・歳出51億9.900万円(特別定額給付金支給事業等)
- 4/29 ○店名公表伴う強い休業要請 知事「視野に入れ対応」 信濃毎日
- 4/30 ○県立学校5月10日まで休校延長 NHK長野、信濃毎日
 - ○長野など4県知事 自粛呼びかけ NHK長野
- ※茶塗色の記事等は、須坂市、市内企業、須坂市民にも関係ありと判断。

【須坂市議会令和2年6月定例会に向けて】

- 1. 【私の議会内議員活動】
 - (1) 全員協議会

開議日時 令和2年4月3日

開議場所 議会第4委員会室

協議事項 ○鰐川晴夫代表監査委員の再任あいさつ

○新任部長のあいさつ

- ○西原孝一新任議会事務局長のあいさつ

青木一浩市民環境部長、藤沢 降会計管理者、飯塚俊樹消防長

- ○議会事務局職員の事務分担等
- ○新学校給食センターについての報告
- ○新型コロナ感染症に対する須坂市の対策について 説明者:上原総務部長、関教育次長、宮下産業振興部長

開議日時 令和2年4月28日

開議場所 市議会議事堂

協議事項 ○新型コロナウイルス感染症に対する須坂市の対応について

- ① 特別定額給付金に拘わる質疑応答。
- ② 経営安定資金等に拘わる質疑応答。
- ○地方創生推進交付金「まるごと博物館構想」事業について
 - ① 説明に対する質疑応答。
- ○その他(佐藤議員発言)
 - I. 須坂市のごみ収集に携わる従業者へのコロナウイルス感染 防止策を図られ、従業者の健康を保持されたい。

○本日の開議に市長部局から提出された資料

O 1 11 - MINAY - 11 2 CH C 1 - 1 - 2 CH				
整理番号	文 書 名	提出機関	配布日付	
20200405	新型コロナウイルス感染症対策(経過報告)	総務課	4/28	
20200406	緊急事態宣告を受けての須坂市の措置について	市対策本部	4/28	
20200407	市長メッセージ	須坂市	4/28	
20200408	感染防止のための利用休止等を行う市関係施設一覧	須坂市	4/28	
20200409	2020 年度補正予算(専決予定日 R2. 4/28)	財政課	4/28	
20200410	まるごと博物館構想元気創出事業交付対象決定	政策推進課	4/28	

2. 長野広域連合議会

開議日時 令和2年4月17日 午後13時30分~

開議場所 佐藤壽三郎議員事務所

参 集 者 長野広域連合議会事務局長外3名

協議事項 4月23日開議で委員長として、福祉環境委員会審査議事進行の打 合せ。

会 議 名 令和2年4月長野広域連合議会臨時会

開議日時 令和 2 年 4 月 23 日 午後 10 時 30 分~12:00

開議場所 長野市議会議場

開議事項 議案 7 号 令和 2 年度長野広域連合ごみ処理施設事業特別会計補

正予算

上程理由:最終処分場の民間委託費用5年分(2021~25年度)、

5 億円を確保するため、債務負担行為を設定する。 ○福祉環境委員会審査は原案を可決すべき。 本会議=可決

議案8号 監査委員の選任

西島 勉 長野市大字三輪在住

○議会は議長指名による選任者を全員賛成で同意することに決した。

〇長野広域連合議会 2020 年 4 月臨時議会に提出された資料一覧

整理番号	文 書 名	提出機関	配布日付
20200401	最終処分場運営事業の概要	長野広域連合	R 2.4/23
20200402	最終処分場建設工事契約変更の専決処分	長野広域連合	R 2.4/23
20200403	広域計画策定方針等について	長野広域連合	R 2.4/23
20200404	最終処分場・台風 19 号被災による工程の見直し	長野広域連合	R 2.4/23

3. 【 私の議会外議員活動 】

催名 三峰春の祭典

期日 令和2年4月4日

場所 境沢町三峰神社

内容 ○町内に住まう住民の生活の安寧を祈願した。

- ○今春、森上小学校に入学した町内の全児童を祝福した。
- ○直会は中止。

催名 境沢町若葉会総会

期日 令和2年4月9日

場所 境沢町公会堂

内容 コロナウイルス感染防止で開議進行短縮。懇親会は中止。

(1) 陳情・請願の受理と取次・陳情等に基づく現地調査等

○湯っ蔵んどについて、消毒の徹底、サウナの営業停止の検討をされたい。

(2) 議員活動報告の配布・配信等

○議員活動報告書詳報版 258 号を、区3役・顧問、資料請求者に配布 4/5

4. 須坂市が発した重要メールの転記

○新型コロナウイルス感染症「緊急事態宣言」を受けて

須坂市三木正夫市長のメッセージ

市民の皆さまへ 〇徹底した外出自粛の要請 人との接触8割減を目標に、不要不急な外出をしない。「家にいる」ことが 最善の選択肢です。

〇県をまたいだ移動自粛の要請

県をまたいだ移動は、基本的に行わないでください。 県外の方も、不要不急の本県への帰省や旅行を絶対にしないでください。

〇健康状態をチェックしてください

手洗い、うがい、咳エチケットなど基本的な感染予防と、体温など、毎日健康チェックをしてください。

〇風邪症状があれば外出しないでください

新型コロナウイルス感染症の初期症状は風邪症状と見分けがつきません。、 外出をせず、他の方との接触を避けてください。

- ○感染リスクの高い場所への出入りを避けてください 3つの密「密閉・密集・密接」の場所は避けてください。
- 〇人権への配慮をしてください

患者・感染者・医療従事者や、市外から来られた方などへの、不当な差別や 偏見、いじめ等が生じないよう、冷静な行動をお願いします。

あなた自身、そしてあなたの大切な方を守るため、ご協力をお願いします

4/20 配信

5. 【 身近な問題と私の視点・自由研究 】

スピード感のある現金給付をされたい緊急提言

轍 鮒 之 急 (てっぷのきゅう)

近代の我が国は議員内閣制を布く国政体制である。然し歴史を遡り外敵に対する我が国の天下の一大事を考察するに、まず鎌倉時代の二度の元寇の襲来。 江戸時代の幕末時の黒船来航に対する鎖国か開国かの騒動。明治時代に布いた 富国強兵指針による欧米列強に追い付け追い越せとする、日清戦争から太平洋 戦争を挙げることが出来るが、何れもこれは人間同士の政治や覇権の戦いであったと言えまいか。それも時の幕府であり明治・大正・昭和政府の専制下で行われたものである。

新型コロナウイルスに関しては、人為的な侵略とはとても思えないが、中国 武漢、イタリアはじめ欧州の国々、ロシア、合衆国、ブラジル等と、地球上の 国々が殆ど同時多発している点が些か訝しく感じます。

コロナウイルスの感染度合いと死者数を見るに、一国で対応して済む話ではない想像を絶する被害である。新型コロナウイルスは、姿が見えず、まるで忍者かゲリラを相手にした戦いではないか。現在進行している地球規模の感染拡大に対し、これは国境とか主権国家とか、はたまたイデオロギー云々を度外視

して、人類存続への挑戦として立ち向かわねばならない。然し乍ら、人類は全世界を挙げて近代医学の英知を集め果敢に、将に新型コロナウイルスとの戦いの火蓋が切られたものではあるが、今のところ特効薬もなく手探りの治療方法でしかないらしい。

永い地球の歴史の中で、五度に及ぶ生物の死滅が挙げられると、先日テレビでその原因を踏まえての番組が放映されていた。然し得体の知れない新型コロナウイルスは、過去五度の悲劇に対しては動物たちは為す術もなく、かの恐竜も悉く命を落としていったことが番組で知ることが出来たが、いささか今回は違うように思える。新型コロナウイルスは、姿が見えず、まるで忍者かゲリラを相手にした戦いではないか。六度目であるこの時期、地球を支配しているのは無能な恐竜ではない。哺乳類のヒト即ち智恵を持った我々人間であることを忘れてはならない。六度目の地球上の生物の死滅などにしてはならない。

現代の地球を支配する我々人間は、過去六度目の生存の撲滅危機を智恵で乗り越えることが出来ると信ずる。それは、この新型コロナウイルスに対する最善策である原始的な『3密を盾』として、『医療関係者や化学者・科学者による特効薬・解毒薬・ワクチンの発見等を矛』とし、この「新型コロナウイルス」を我らと我らの子孫のために撲滅・克服せねばならない。

この危機的な時、私は新聞の全国紙5社にとどまらず、有力な地方紙の社説等を読み比べて見た。各紙が唱えるように「政治家は国民の生命と暮らし向きを脇に置いて、意地(権勢)の張り合いをしている。」ように私も思えてならない。手続の簡素化だの、郵送だのとご託を並べるならば、最も短期に然も全国を画一的に普く緊急事態に臨む命を繋ぐ救済策を取れる「消費税を0%」、と一定期間施行するのが国民のためになる手法かもしれないが、生活に困窮されている人々には、私自身の食えない時代の経験からしても、現金に勝るものはない。現金給付が何よりの即効性を備えた有効な救済である。「轍鮒之急」とは将にこのような状況を示すものである。

政治家は「轍鮒之急」の意を真摯に解されたい。それでも猶、危機感が湧かない政治家は、議員の使命を欠如されているものであり、議員バッチを早々にはずされ下野に下り、永田町に暇乞い(いとまごい)をされるをお勧めする。国民の命に拘わる国難のこの時に、国権の最高機関たる国会が機を失いかねない「小田原評定」など以ての外だ。

市議会議員 佐藤 壽三郎 記

○ブログ:千曲のかなたから転記

全国有力紙から拾う「一律 10 万円給付」の論点・視点の整理 R2.4.18 記

【 新聞各社の社説における「**国の現金給付**」の視点のまとめ 】

- ○外出自粛や休業の要請で、収入が大幅に減少して生活に困窮する人たちが増えている。迅速に支援することが必要だ。【信濃毎日新聞・社説】4/18 抜粋
- ○新型コロナウイルス感染対策の補正予算案提出を目前に控えた状況で、政府、 与党の足並みの乱れが露呈した。【新潟日報・社説】4/18 抜粋
- ○混乱による遅れは否めず、与野党と関係省庁はスピード最優先で給付を実現 すべきだ。【中日新聞・社説】4/18 抜粋
- ○補償のない要請と補償付きの要請のどちらが対策として有効か。火を見るより明らかだ。【西日本新聞・社説】4/14 抜粋
- ○現金支給の最大のポイントはスピードだ。【毎日新聞・社説】4/17 抜粋
- O10 万円給付への切り替えがどう評価されるかはまず「スピード」が左右する。 【日本経済新聞・社説】4/18 抜粋
- ○「一律10万円給付」の目的は何か。それを達成するために、なぜこの方法 を選択したのか。政府はきちんと説明しなければならない。

【朝日新聞・社説】4/24 抜粋

6. 【保育園・小・中学校・教育委員会関係】

- ① 4月6日 森上小学校、墨坂中学校の入学式は、コロナウイルスの感染防止 策で変則な入学式を執行。議員の来賓参列は中止要請を受けた。
- 7. 【古今東西の名言集】 出典: 武光 誠著 「あの人」の言葉【リイド文庫】 「総じて人は己に克つをもって成れり。自ら愛するをもって敗れるぞ」西郷隆盛 釈意: 自分を甘やかせず、欲望に打ち克つことが肝要。
- 8. 【史記から拾う金言】 出典: 史記列伝二 岩波文庫

「天の天たる重要さを知る者は、王業をなしとげられるが、天の天たる重要さを知らざる者は、王業をなしとげられぬ」。君主にとっては『民』が天であり、そして民にとっては『食』が天である。

○酈生・陸賈列伝 第三十七

9. 【お寄せ頂いた市民の声】

①「湯っ蔵んど、須坂温泉の施設利用者を、コロナウイルス感染防止のため、須坂市住民に限定すべきではないか。」のご意見が寄せられた。⇒市商業観光課へ取次 4/6

- ① 湯っ蔵んど、須坂温泉の施設内の衣服収納ロカー内を、コロナウイルス感染防止のため、営業時間内のうち時刻を定めて、毎日数回アルコール消毒をされたい旨の申入れ。⇒市商業観光課へ 4/6
- ② 湯っ蔵んどの脱衣室ロカーは、表裏一体で遮蔽板には通気を良くするための穴が数か所空いている。仮に表のロッカーを感染者使用した場合に、裏のロッカー利用者に感染する恐れがある。これを防止するためには、表裏の一方を使用出来ないようにする方策をとるべきである。改善策を検討されたい。⇒副市長、商業観光課に申入れた。4/14

[千曲のかなた]での小職の提言に対しお寄せいただいた市民の声

① ごもっともなご意見です。日本はなぜ官民問わず決定、実行が他国に比べ遅いのでしょうか!又、全国会議員の歳費(給与)をさらに削減し難敵コロナ対策に回してほしい。気概のある故郷須坂モデル、期待してます。

(千葉県在住の須坂出身者 F氏)

② 仰るとおりです。今まで、法を捻じ曲げて好き放題してきた内閣なのに、本当 に必要な時には法を楯にご託を並べて、貴重な時間を空費し実に不思議です。

(大学教授 I氏)

- ③ 経済は後から回復する。休業が先と思う。(市民男性 M氏)
- ④ ゴールデンウイークに、長野にコロナ疎開や春の旅行に或いは帰省されたら大変なことになると思いますが、大丈夫なのでしょうか。 (市民男性 0氏)
- ⑤ 新型コロナウィルスに対する議員の所感を拝見しましたが全く同感です。市民のために全力でできることは公職にある身として、共に任務にあたる立場であることには変わりなく、私自身も任務を全うする所存です。(市職員 M氏)
- ⑥ 会社が来月5日まで臨時休業なので、農作業をしております。(山ノ内町 0氏)
- ⑦ 外出自粛について、県民は真面目です。県外の交流を抑える。1 年度のV字回復を願います。(市内男性 M氏)

10. 【 読本備忘録 】

○日本の地方政府 1788 自治体の実像 曽我謙吾著 中央新書

11. 【 憲法と行政法に関わる損失補償についての一考察:自由研究 】

新型コロナウイルスから国民の命を救へ

知事の施設の使用停止要請・指示と補償は憲法第29条3項で対処か

このことについては憲法 29 条によって、国が不動産や物資を提供させた相手方には、国家賠償は国家の違法行為が要件であることからすれば、適用は困難であると思える。今回の特措法に基づき国から委任を受けて、知事が施設の使用停止要請・指示を為し、施設の使用や操業の停止に応じて損害が生じた事業主等は、憲法第 29 条 3 項により損失補償は受けられると思う。知事の一連の行政行為は、国

家からの委任を受けての適法行為に対する補償と言えるからである。(新型インフルエンザ等対策特別措置法(特措法第62条)。

このことについて、条項に知事による外出自粛要請や施設閉鎖要請・指示に対して補償は規定されていないことを取り上げて、憲法第29条に該当するとは言い難いとする論者もいるが、前述のとおり、知事の一連の行為は国の適法行為における委任関係として捉えるべきで、殊更に違法性は認められない。詳細は後記記載の損失補償をご覧ください。

憲法第31条での対処は

施設閉鎖や営業自粛を要請・指示に関しては、憲法第31条で処理すべき意見もあるが、憲法第31条【法定手続の保障】は、即ち戦前の強権主義の反省から、刑事事件における罪刑法定主義を貫くために、国の政治介入による恣意的な独善性を排除して、公正な裁判手続きを求めるための人権保障規定であると考える。

最近はこの第31条を、行政手続における行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため行政手続法が改正されて、行政指導更に行政処分においても、適用されるべきではないかの考え方が主流になりつつあることも承知しているが、前述のとおり、憲法29条3項で十分対応できると思う。

行政指導と行政処分と補償

現下、新型コロナウイルスの感染拡大を阻止することが喫緊の課題である今、知事は法に基づく行政指導として施設の休業要請(特措法第24条9項)更にこれに応じない場合の施設の使用停止要請(特措法第45条2項)更に法律上の公表(特措法第45条4項)の法の運用の段階を踏んで、それでもこれに応じない場合は、行政処分として法による休業指示(特措法第45条3項)との段階的な手法を用いることとなる。

新型コロナウイルスの感染拡大を防止しなければ、国民の数多の生命が地球規模で失われつつある現状を斟酌すれば、将に憲法第31条を国の国民の生命保持のために必要な緊急事態状況下において、これを適用することは些かも違憲とは思いません。憲法で保障する救済方法を具体的に法整備するだけの話であると思います。特措法第20条の政府対策本部長(総理大臣)から委任を受けて、知事が施設の使用停止要請・指示を行う、即ち行政法の行政指導・行政処分が適法行為である以上、仮にこれによって生じた損失は、損失補償制度に基づき救済されるべきものと思います。

然し乍ら、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する処置は、我々が今まで経験したことがない事態あることから、国民の不公平な損失補償の定義でホロー出来るか、国家財政が破綻しかねない異様な事態であることも参酌すべきと思えますが、国民にとっても『轍鮒之急』状況下にある新型コロナウイルスから、先んじて国民の命を救うことが、国民のための行政であり政治であることから、医療と経済は併存するも、現時点では人命尊重をすべき見地から医療を優先すべきと思います。

損 失 補 償

○損失補償とは、国民が国・公共団体の活動により損失を被った場合の金銭に

よる補填である。国家賠償との違いは、国民が国・公共団体の活動に違法性・故意・過失・瑕疵といった何らかの落ち度ないし過誤を要件とする。**損失補償は違法性その他の過誤を要件としない**で与えられる。損失補償は、取消訴訟や国家賠償とは質を異にし、非難の意味を持っていないことに注意すべきである。

- ○損失補償の認められる範囲を限定する必要性 範囲を限定しておかないと 国・公共団体の賠償責任の範囲が莫大なものになる虞がある。国・公共団体の活動は、直接あるいは間接に国民に損失を与えるものが少なくないが、これらすべてのものを国・公共団体が補償しなければならないとすれば財政は破綻するし、全てを補償すること自体不合理でもある。そこで
 - ① 補償する範囲として加害行為を権力的行為に限定。この考え方は、非権力的行為による損失については認められないこととなる。
 - ② 財産上の損失についてのみ補償を認めると限定。この考え方は、その他の 損失である生命・身体・健康に関する損失については認めないこととなる。 ⇔ このような考え方は正しいか? (予防接種による被害)
 - ③ 憲法 29 条 3 項は財産上の損失に関するものであり、人の生命・身体・健康 に対する補償を認めることは、生命等のへの適法な侵害を認めることにつ ながりかねない。⇔ 損失補償肯定説・
 - I. 国・公共団体の公務のために公務員が自己の生命等を犠牲にした場合には、補償が与えられる(公務災害補償)。
 - ■. 憲法や法律が財産上の損失について損失補償を定めることが多いとしても、そのことは、生命等への侵害に対する補償を否定することにはならない。寧ろ、法秩序のバランスからして、生命等の侵害に対して損失補償を認めるべきである。

○損失補償の法的根拠:

損失補償については一般法が存在しない。

個別法と憲法29条3項については、

- ① **個別の法律に規定がある場合**: それが具体的な補償請求権の根拠規定となる。(例: 土地収用法 68 条以下)
- ② **個別の法律に規定がない場合:** 手掛かりになる規定は、憲法 29 条 3 項である。

○憲法 29 条 3 項の性質について

第1説:同条3項は単なる立法の指針に過ぎないので、法律の規定がなければ、具体的な補償請求権は生じないとする。

第2説:同条3項からは具体的な補償請求権は生じない。

第3説:直接に同条3項に基づく補償請求を認める。:損失補償の具体的請求権を認める。判例(最高裁S43/11/23判決。名取川河川付近制限令事件)・学説(通説)

○損失補償額

- ① 相当補償説:最高裁判所は農地改革の際の農地買収の対価について本説を採用。(最高裁S28。12.23 判決)
 - ○正当な補償とは、その当時の経済状態において成立す ることを考えられる価格に基づき、合理的に算出された

相当な額をいう。。

② **完全補償説**: 特定の公益上必要な事業のための個別的な財産権の規制については、「完全な補償」が必要である。(最高裁S48.10.18 判決)

I. 財産権制限に対する損失補償

補償が認められる場合の額については、実損説、相当因果関係説、地価低落説、地役権設定説が対立している。

○損失補償の義務者と補償額に関して

新型コロナウイルスに対する国の緊急事態宣言に基づく知事の施設の 使用停止要請・指示に従うことによって生じた、国民の損失補償への補 填は、今までに例のない地球規模の感染拡大の阻止であることを鑑みる とき、国家がこの損失補償の義務者として、法で定める規定を類推解釈 して、国民の生命と生存を参酌し、生活維持のための相当額の補償義務 を負うべきであると考える。

特定行政書士制度

「特定行政書士」は行政書士法改正に伴い、行政不服申立てに係る手続の代理を行うことができるようになった資格です。私は市議会議員であると同時に特定行政書士として、市民の皆さまに軸足を置き、医療でコロナウイルスが征圧された後に、国民の新型コロナウイルスに拘わる損失補償問題が浮上するものと思料します。

慶応義塾大学大学院法務科橋本博之教授は「特定行政書士は不服申立てを行って 行政と争うためだけの資格ではなく、申請 ⇒ 事前手続 ⇒ 事後手続の全体に精通 した「政策法務のプロ」としての能力保障とすべきもの。」(月刊日本行政№.570 よ り抜粋)と特定行政書士制度の在り方について述べておられます。全く同感です。

市民皆さんへの寄与

特定行政書士として培った法思考力は、議員活動を遂行するにあたって、法令の解釈運用、条例、規則の改正や新規制定等様々な法務活動を通じて、政策実現に大いに役立と自負しております。この国家資格を駆使して如何に『轍鮒之急』状況下にある新型コロナウイルスから国民の命を救うことは、医療関係者皆さんの献身的な医療行為に只管おすがりするしかありません。感染拡大が治まった後の、市民の皆さんが被った損失補償に拘わる諸解決に向けて、如何なる法知識を駆使して市民のみなさんに寄与できるかが、国や自治体に携わる選挙で選ばれし政治家に問われる資質であると思います。

市議会議員 佐藤 壽三郎

【参考文献】

- 〇月刊 日本行政 NO. 570 日本行政書士連合会
- ○特定行政書士業務ガイドライン【第2版】 日本行政書士連合会
- ○特定行政書士法定研修テキスト 日本行政書士連合会
- ○憲法 I 総論・人権(財産権・損失補償) 東京リーガルマインド編著
- ○憲法Ⅱ統治(行政権の概念、内閣の権能、地方自治体の意義)

東京リーガルマインド編著

○行政法(行政指導、行政行為、国家賠償、損失補償)

東京リーガルマインド編著

○行政書士のための行政法 日本行政書士連合会 中央研修所

○行政法読本 有斐閣

○図表でわかる行政法 学陽書房

○新型インフルエンザ等対策特別措置法条文

○研究員の眼 2020-04-14 ニッセイ基礎研究所

■□■□■□■□ 発行日 令和2年(2020年)4月30日

令和2年4月30日初版発行

令和2年5月03日第2版発行

令和2年5月03日第3版発行

令和2年5月11日第4版発行

令和2年5月16日第5版発行

令和2年5月21日第6版発行

編集:発行人 須坂市議会議員 佐藤 壽三郎

http://www.zyusaburo.com/ ホームページ

http://zyusaburo.blog.fc2.com/ ブログ・千曲のかなた